福島市立もりあい認定こども園

病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業とは

こどもが病気の回復期に至らず、かつ当面の症状に急変が認められない児童（病児）又は病気の回復期にある児童（病後児）で、かつ集団保育が困難な場合に、専用スペースで看護師と保育士が一時的にお預かりします。

概要

保育時間

月曜日～金曜日　8時～17時30分

土、日、祝祭日、年末年始（１２月２９日～翌年１月３日）を除く

保育期間

1回につき　連続する7日間まで利用可能

連続する７日間とは、例えば水曜日～翌週の火曜日を指します。

対象児童

❶福島市に住所を有し保育施設等を利用している児童、又は市外に住所を有し市内の認可保育施設を利用している児童

❷生後６か月~就学前の児童

６歳に達する日以後の最初の３月３１日まで利用可能

❸病気の「回復期に至らない場合（病児保育）」または「回復期にある場合（病後児保育）」で当面の症状の急変が認められない児童

❹病児・病後児保育事業の利用が可能であると医師が認める児童

❺集団保育が困難で、かつ保護者の勤務等の都合により家庭での保育が困難である児童

利用定員

２～３名（病状等により変更あり）

利用料金

利用時間が4時間以内のとき、　1,000円

利用時間が4時間を超えるとき、2,000円

食　事

11時～12時の利用で、昼食を提供します　1食 290円

15時～16時の利用で、おやつを提供します　1食 60円



利用の流れ

STEP 1　もりあい認定こども園で、病児・病後児保育利用登録を行います。事前にもりあい認定こども園に問い合わせ（平日9時～17時）のうえ、ご来園ください。

STEP 2　利用日の２日前までにオンラインで利用予約を行います。
利用当日に申込する場合は当日10時までに園へお電話ください。

必要な書類のダウンロードは市ホームページから　→

STEP 3　利用日当日に下記の書類を持参し、問診・検温等を受けます。
・利用申込書　・診療情報提供書（2日前以内のもの）　・当日問診票　（・薬の依頼書）

STEP 4　児の問診や症状、書類などに問題がなければ児童をお預かりします。また、降園時に当日の利用料金を支払っていただきます。

病児・病後児保育受け入れ基準

各感染症と目安となる許可基準

① インフルエンザ　・・・3日目に熱がなく、４日目から隔離室で利用可
② 新型コロナウイルス感染症　・・・発症後５日間経過し解熱していれば隔離室で利用可
③ おたふくかぜ　・・・症状が安定し、頭痛や嘔吐がなければ隔離室で利用可
④ 水痘　・・・発熱の有無と医師の判断で利用可
⑤ 百日咳　・・・抗菌薬内服後５日経過していれば利用可
⑥ 咽頭結膜熱　・・・症状が安定していれば利用可
⑦ 溶連菌感染症　・・・抗菌薬内服を開始していれば隔離室で利用可
⑧ ロタウイルス・ノロウイルス・感染性胃腸炎
・・・下痢や嘔吐が治まり、水分摂取が可能であれば隔離室で利用可
⑨ 流行性角結膜炎　・・・医師において感染の恐れが低いと認められれば利用可
⑩ 急性出血性結膜炎　・・・医師において感染の恐れが低いと認められれば利用可
⑪ マイコプラズマ感染症　・・・抗菌薬内服を開始し、咳が改善するまでは隔離室で利用可
⑫ 手足口病　・・・症状が安定していれば利用可
⑬ 伝染性紅斑　・・・症状が安定していれば利用可
⑭ ヘルパンギーナ　・・・症状が安定していれば利用可
⑮ RSウイルス感染症　・・・症状が安定していれば利用可
⑯ 帯状疱疹　・・・利用可



病児・病後児保育を利用できない病状・症状

① 伝染性疾患（他児に感染する恐れの強いものの急性期）
② ３８．５度以上の発熱が４日以上続いている場合
③ お預かり時に３８．５℃以上の熱がある場合
④ 嘔吐・下痢が続き脱水症状の兆候がある場合
⑤ 皮膚や唇が乾燥している・ぐったりして活気がない等
⑥ 咳や喘鳴（ゼーゼー）がひどく、呼吸が苦しい状態
⑦ 食欲がなく、ほとんど飲んだり食べたりができない状態
⑧ 基礎疾患があり感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い状態
⑨ てんかん発作、熱性けいれんが頻回に起こっている状態
※前回のけいれん発作から４８時間以上経過していない
⑩ 入院等の措置が必要と考える状態

伝染性疾患とは

麻しん・風しん・水痘・
おたふくかぜ・インフルエンザ・
流行性角結膜炎・ロタウイルス・
ノロウイルス・感染性胃腸炎など
を指します。

利用にあたっての注意点

利用の中止

次のいずれかに該当するときは、本事業の利用を中止します。

❶児童が病児保育及び病後児保育の対象に該当しなくなったとき。
❷児童の病状の変化等により実施施設での対応が著しく困難になったとき。
❸児童又は保護者が保育上の指示に従わないとき。
❹その他市長が利用を終了することが適当と認めるとき。

緊急時の対応

児童の症状に急変があった場合には、保護者へ連絡を行い、状況によっては施設長等の判断により病院に搬送し搬送先で保護者と合流します。医療費と搬送に要した移送費等は、申請者の負担となります。

キャンセルポリシー

児童の症状により利用の必要がなくなった場合は、当日の利用時間前までに、電話でもりあい認定こども園へ連絡してください。

お問い合わせ　もりあい認定こども園　024-573-2800